

1 林地開発許可申請の進捗状況について

阿須山中土地有効活用事業の林地開発許可の手続については、森林法、埼玉県が定める林地開発許可事務取扱要領等に基づき、これまで事業者が埼玉県川越農林振興センターと事前相談を進めてきましたが、令和2年7月6日に事業者が同センターに林地開発許可申請書を提出し、受理されました。

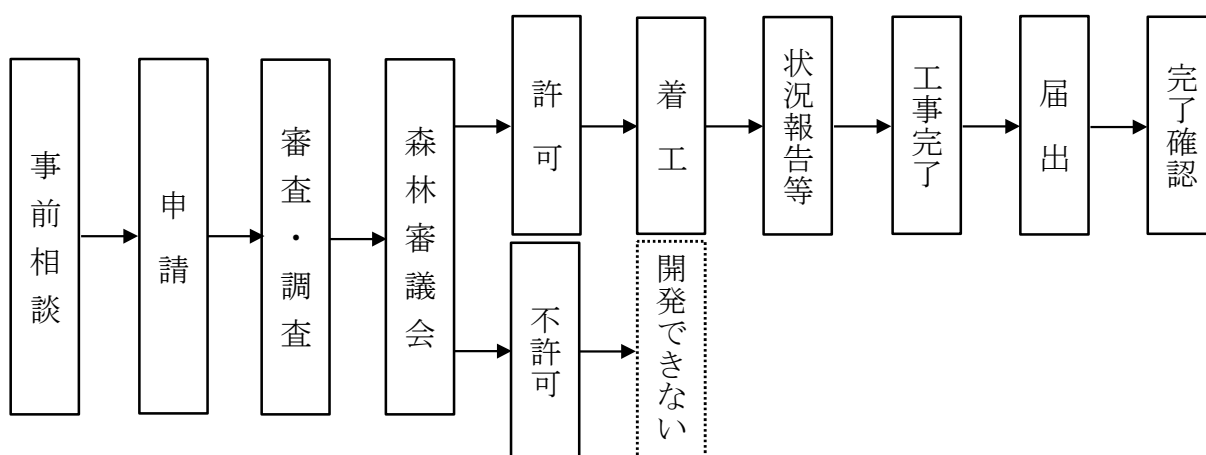
今後については、埼玉県において申請内容が森林法等で定める4つの許可基準の要件を満たすか否かについて審査及び調査が行われ、最終的には埼玉県森林審議会の審議を経て、許可・不許可が判断されることとなります。

【許可基準の要件】

森林法等では、開発行為によって、森林の働きが損なわれないようにするため、次の4つの許可基準が定められています。

- (1) 災害の防止（土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと）
- (2) 水害の防止（水害を発生させるおそれがないこと）
- (3) 水の確保（水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと）
- (4) 環境の保全（環境を著しく悪化させるおそれがないこと）

【申請から完了までの流れ】



2 コ克蘭に関する現地調査の状況について

(1) コ克蘭の現地確認について

6月30日に阿須山中土地において、加治丘陵の自然を考える会・飯能、埼玉県、事業者、はんのう市民環境会議、飯能市の5者で、県内希少野生植物であるコ克蘭の現地確認を行い、確認の結果、開発区域内に18株程度のコ克蘭の生育が確認されました。

(2) 植物貴重種に関する調査について

開発区域内においてコ克蘭の生育が確認されたことから、埼玉県、事業者、飯能市で情報共有を行い、県の指導・助言のもとに事業者が以下のとおり調査を実施します。

ア 目的

本調査は、開発区域内にコ克蘭の生育が確認されたため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づく保全を行い、さらにその他の植物貴重種の保全に資することを目的として調査を行う。

イ 調査

開発区域内の「県内希少野生動植物種」の1種であるコ克蘭を中心にレッドデータブック掲載の植物貴重種の生育状況について調査を行う。また、開発区域内の改変区域に生育するコ克蘭等の植物貴重種についての保全対策（移植等）を行うための調査を実施する。

① 調査対象種

調査対象は、開発区域内で確認されたコ克蘭を中心としその他の「県内希少野生動植物種」及び「埼玉県レッドデータブック（植物）2011」掲載種とする。

② 調査時期

調査時期は、令和2年7月上旬から中旬に調査を行う。

③ 調査範囲

調査範囲は、開発区域内全てとする。

④ 調査方法

1) 植物貴重種の確認

調査範囲を踏査し、コ克蘭の確認に努め、その他の「県内希少野生

動植物種」、「埼玉県レッドデータブック（植物）2011」掲載種についてもできる限り確認を行う。確認した場合は、位置を地図に記録し、個体数、生育環境を確認する。

2) 植物貴重種の保全対策検討調査

開発区域の改変区域内に確認されたコクランその他の植物貴重種について、移植などの保全対策を検討するために、残置森林を中心に植生、土壌環境、光環境等の確認、調査を行う。

⑤ その他

- ・ 調査については、事業者の委託を受けて株式会社環境管理センターが実施する。現地の踏査は同社の技術士（環境部門）、環境アセスメント士（自然環境部門）、R C C M（建設環境）などの資格を持つ調査員が行う。
- ・ 改変区域内に生育が確認された植物貴重種については、調査後、移植等の保全措置の検討を行う。